

食品  
表示

# が変わります!

## 正しく知って、正しく表示

京都府内で  
食品を製造・販売  
されている方へ

平成 27 年 4 月、J A S 法、食品衛生法及び健康増進法の 3 つの法律の食品の表示に係る規定が一元化され、食品表示法が施行されました。  
経過措置期間が終了する平成 32 年 3 月 31 日までに、府内の食品関連事業者のみなさんが同法に基づく新たな表示をしていただけるよう、食品表示講習会を開催します。

先着順 参加費無料

平成 29 年 3 月 9 日 (木)

13:30~16:00

場所：京都府中丹広域振興局  
舞鶴総合庁舎 3 階第 1 会議室

住所：京都府舞鶴市字浜 2020

電話：0773-62-2743

※ プログラム等については、一部変更して実施する場合があります。

### 内 容

#### ①食品表示法について

##### 食品表示法の目的・概要

食品表示制度一元化の背景や食品表示基準の構成について解説します。

##### 食品表示について

生鮮食品、加工食品、原材料、添加物、アレルギー表示など、事例を交えて分かりやすく解説します。

##### 従来からの変更点

アレルギーの表示方法の変更や栄養成分表示の義務化など、これまでの表示方法から何が変わったのか、を解説します。

#### ②質疑・意見交換

事前にお寄せいただいた質問にお答えします



講 師

京都府職員

参加申込期限：3月6日（月）必着

事業者向け食品表示講習会 参加申込書

■ 団体・会社名

■ 役職名

■ 参加者氏名（ふりがな）

■ 所在地

〒

■ T E L

■ F A X

■ E-mail

■ 質 問（質問の申込期限は平成29年3月3日（金）とします。）

※ 当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。

※ 個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません（当社製品の食品表示に問題ないか確認してほしい等）。

申し込み方法

- ▶ 参加申込書にご記入の上、申込期限までに FAX、E-mail、郵送等でお申し込みください。

注 意 事 項

- ▶ 定員に達し、ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。
- ▶ お申し込みの受付後、受講票の発送はいたしません。当日会場までお越しください。
- ▶ 当日の気象状況等により、やむを得ず中止をさせていただく場合があります。その際は中丹広域振興局のホームページでお知らせ致します。

お問い合わせ先

京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室

〒625-0036

京都府舞鶴市字浜2020番地

TEL：0772-62-2743

FAX：0772-62-2859

E-mail:

chushin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp